



# 鳥取県公報

平成 21 年 5 月 26 日 (火)  
第 8 0 9 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (2 件) (368・369) (福祉保健課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (370) (耕地課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (4 件) (371~374) (森林・林業総室) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (375) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) . . . . . 5
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) . . . . . 6
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ウエルアップ	東伯郡北栄町西穂波36	有限会社ウエルアップ	東伯郡北栄町西穂波36	平成17年10月1日

## 鳥取県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業開設者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52-1	居宅介護支援センター 暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	平成21年4月1日
〃	〃	小規模多機能施設さとに暖の里	鳥取市里仁53-1	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52-1	ホームヘルプステーション 暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	平成21年4月1日

## 鳥取県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を平成21年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第371号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡若桜町大字大野字逸上480から482まで、コノ奥495から497まで、西浦465
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第372号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町妻鹿野字方祖原1629の1、1630
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第373号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ557の16、557の17、557の48、久住字川西1054の1（次の図に示す部分に限る。）、1054の3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第374号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町黒坂字宮山1794
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第375号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障 害 福 祉 サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 F O L	米子市富益町 米川東八3533 - 2	とみます外科プライ マリーケアクリニッ ク	米子市富益町米川東八 3533- 2	生活介護	平成21年4月 30日

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成21年5月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間	
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成21年6月1日から同月14日まで
	上記以外の区域	投網	平成21年6月1日から同月30日まで
		さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成21年6月1日から同月14日まで
2 天神川水系に係る河川	投網 やす	平成21年6月1日から同年7月1日正午まで	
		平成21年6月1日から同月30日まで	
3 日野川水系に係る河川	投網	平成21年6月1日から同年7月1日正午まで	
4 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成21年6月1日から同月30日まで	

5 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成21年6月1日から 同月30日まで
------------------------------------	----	------------------------

## 公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
知事（知事部局）	52	43	6	0	4	1
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	38	37	1	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	1	0	0	1	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0
合 計	94	83	7	0	5	1

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定を行ったものがあるからである。

### 2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	259
知事（企業局）	0
教育委員会	1,634
警察本部長	102
人事委員会	341
病院事業管理者	10

合 計	2, 346
-----	--------

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の6実施機関(知事部局、企業局、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者)のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第41条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求及び任意的開示の申出の件数及び処理状況

(件)

区 分	請 求 及 び 申 出 件 数	処 理 状 況						
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存 否 応 答 拒 否	処理中
公文書開示請求	538	440	58	12	11	24	1	0
任意的開示の申出	90	74	10	1	7	3	0	1
合 計	628	514	68	13	18	27	1	1

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 「任意的開示の申出」とは、条例第16条に規定する公文書の開示を求める申出をいう。以下同じ。

(注3) 請求及び申出件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求及び任意的開示の申出の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関		公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知事(知事部局)	防災局	0	0	0
	総務部	33	9	42
	企画部	4	2	6
	文化観光局	1	0	1
	福祉保健部	17	9	26
	生活環境部	156	41	197
	商工労働部	4	3	7
	農林水産部	23	4	27
	県土整備部	227	21	248

	行政監察監	7	0	7
	出納局	0	0	0
	小 計	472	89	561
知事（企業局）		0	0	0
教育委員会		31	1	32
公安委員会		0	0	0
警察本部長		35	5	40
選挙管理委員会		5	1	6
人事委員会		2	0	2
監査委員		0	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0
病院事業管理者		1	0	1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0	0	0
鳥取県住宅供給公社		0	0	0
鳥取県土地開発公社		0	0	0
合 計		546	96	642

(注) 1 の請求及び申出件数欄の件数と 2 の合計欄の件数が異なるのは、1 件の請求が 2 つの部局にまたがるものがあるからである。

### 3 公文書開示請求及び任意的開示の申出の請求者等別内訳

(件)

請 求 者 又 は 申 出 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	105	—	105
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	57	—	57
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	—	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	373	—	373
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	3	—	3
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	—	90	90
合 計	538	90	628

### 4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
1	0	0	1	0	0	1	0	0	0